

授業料等の減免制度等について

平成21年6月

◇ 授業料等の減免制度

宮城県の県立高校では、経済的理由等により授業料及び受講料の納付が困難である方を対象に、一定の基準を満たす場合において、全額または半額の減免を受けることができます。

◇ 授業料等の金額及び徴収期限

区分	金額	徴収期限
全日制課程	年額 118,800円	年4期に区分 (第1期 5月15日, 第2期 8月15日 第3期 11月15日, 第4期 2月15日) ※ 科目履修生は、履修を許可した日 から20日以内。
定時制課程	年額 32,400円 (科目履修生については、 1単位につき1,750円)	
専攻科	年額 118,800円	

◇ 減免を受けられる基準

下記に該当される方が、授業料等の減免の対象となります。

- ★ 生徒及び生徒と生計を一にする者全員が、地方税法の規定により、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額の納付を要しない場合。
- ★ 生活保護法の規定による、保護を受けている世帯の生徒である場合。
- ★ 生徒及び生徒と生計を一にする者が、天災その他特別の事由により、生活に困窮をきたし、授業料の納付が困難となった場合。
(生活に困窮をきたしている場合、その世帯の収入額が基準額に満たないとき減免の対象となります。)

◎ くわしくは事務室にご相談ください。

◇ 授業料等の徴収期限の変更および分割徴収

経済的理由により、上記の徴収期限までに授業料を納付することが困難であると認められた場合には、授業料の徴収期限を第1期分は3ヶ月、第2～4期分は2ヶ月を限度に変更することができます。また、3回を限度として、授業料を分割して納付することもできます。

◇ 申請時期と減免期間

5月15日(徴収期限変更後は8月15日)までに減免申請の提出があり、減免が承認された場合、減免の期間は第1期から第4期までとなります。

- ◎ 8月15日(徴収期限変更後10月15日)まで申請 ⇒ 第2期～第4期
 - ◎ 11月15日(徴収期限変更後1月15日)まで申請 ⇒ 第3期～第4期
 - ◎ 2月15日(徴収期限変更後4月15日)まで申請 ⇒ 第4期
- ※ 申請時期を過ぎた期は、減免になりませんので、余裕をもって申請願います。
徴収期限を変更することができますので、事前にご相談ください。

◇ 申請方法

授業料等の減免申請等を希望される方は、生徒が在籍する高校の事務室担当者にご相談ください。申請書及びその他必要な添付資料等について、ご説明します。

◎その他必要な添付資料等とは？

家族状況調査書、所得額を証明できる書類(市町村民税等に関する市町村長の証明書
給与支払(見込み)証明書等)、離職証明書、破産宣告書、戸籍抄本(謄本)、住民票、
医療診断書、医療費の領収書、児童養護施設在園(入所)証明書等のことをいいます。

◇ 注意事項

- ★ 授業料等の減免は単年度(4月から翌年3月)承認ですので、年度が変わるごとに申請手続きが必要となります。
- ★ 減免事由に変更があった場合は、すぐにご連絡ください。
- ★ 減免申請をされても、必ず承認されるわけではありませんので、ご了承ください。

申請手続きなどの詳細は、各高校にお問合わせください。

宮 城 県 教 育 委 員 会

高校教育課 管理運営班 電話022-211-3623